

事 務 連 絡

平成 28 年 3 年 16 日

日本ホテル協会  
全日本シティホテル連盟  
日本旅館協会  
日本温泉協会 殿

観光庁

入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について

平素より観光立国の推進に格段の御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今観光を巡る状況は大きく変化しており、日本を訪れる年間の外国人旅行者数は、4年前の836万人から急増し、昨年については、過去最高の1974万人に達成したところです。

今後、益々、外国人旅行者の増加が見込まれる中、入れ墨のある外国人旅行者が温泉等に入浴するに際し、様々なトラブルの発生が懸念されます。一方、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切ではございません。

このため、観光庁としては、入れ墨をしている外国人旅行者の入浴に関する留意点とその対応事例をお示し、施設側と利用者側の相互の摩擦を避けるよう促すことにより、できるだけ多くの外国人旅行者に入浴を楽しんでいただきたいと考えております。

つきましては、外国人旅行者に対してはJNTO等を通じて日本における入れ墨に対する認識等について情報提供を行っておりますところ、各施設におかれましても、入れ墨がある外国人旅行者の入浴に際し、別紙の留意点とその対応事例をご参考として頂き、それぞれの施設における対応方法をご検討頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

【問合せ先】

観光庁 観光資源課 大岡・赤道

電話：03-5253-8924（直通）

観光庁 観光産業課 西川・初谷

電話：03-5253-8329（直通）